

宮崎学園短期大学と宮崎県立宮崎農業高等学校との高大連携に関する協定書

(目的)

第 1 条 宮崎学園短期大学（以下「甲」という。）と宮崎県立宮崎農業高等学校（以下「乙」という。）は、相互の教育に係る連携・交流を通して、学生及び生徒の視野を広げ、相互の教育の活性化を図るために次のとおり協定を締結する。

(連携事業)

第 2 条 甲と乙は、次の連携事業を実施する。

- (1) 教育及び学術研究に関すること
- (2) 人材育成及びキャリア教育に関すること
- (3) 地域資源の活用に関すること
- (4) 農業を基盤としたビジネス教育の指導方法及び教材開発等に関すること
- (5) その他、両者の必要と認めること

(実施時期)

第 3 条 この協定は平成30年4月1日をもって発効し、有効期間は1年間とする。

ただし、この協定の有効期間満了の3か月前までに、甲と乙のいずれからも改定の申し入れがないときには、更に1年間継続するものとし、その後の取扱いも同様とする。

(実施推進組織)

第 4 条 甲と乙は、その代表で組織する高大連携推進委員会を設置し、連携事業の内容について協議、推進するものとする。

(経費)

第 5 条 連携事業を実施するにあたって発生する経費の負担については、甲と乙が協議の上、決定する。

(その他)

第 6 条 この協定書に定めるもののほか、高大連携事業に関し必要な事項は、甲と乙が協議の上、別に定める。

この協定書は2通作成し、甲及び乙双方が署名押印のうえ、それぞれ1通保有するものとする。

平成30年 9月27日

甲 住 所 宮崎県宮崎市清武町大字加納丙 1415 番地
所 属 宮崎学園短期大学
職・氏名 学 長 宗 和 太



乙 住 所 宮崎県宮崎市大字恒久春日田 1061 番地
所 属 宮崎県立宮崎農業高等学校
職・氏名 校 長 川 越 寛

